

資料No.2

「今後の高等学校教育の基本的方向」の 見直しの論点について

◎ 本資料作成の趣旨

第1回検討委員会において基本的方向の見直しの論点案をお示しし、概ね了承いただいたところであり、併せて論点として追加すべき項目について御意見をいただきました。

第1回検討委員会の結果も踏まえ、今回、見直しの論点として13項目を掲げ、現状、対応等について整理しましたので、これを基本に見直しの論点についての議論を深めていただくものです。

○ 見直しの論点項目

1 東日本大震災津波による被災の状況、影響等	1
2 復興に向けた人財育成	1
3 進路指導等における中学校との連携強化、キャリア教育の連携	2
4 特別な支援を必要とする生徒増への対応	3
5 望ましい学校規模	4
6 望ましい学校規模に満たない小規模校の対応	4
7 通学支援	5
8 就職の割合が高い普通高校の在り方	6
9 復興と関連した工業系学科の在り方	6
10 復興と関連した水産系学科の在り方	7
11 総合学科高校の在り方	8
12 1学級の定員	9
13 学区の在り方	9

※ 12、13 は第1回検討委員会での議論を踏まえ追加。

1 東日本大震災津波による被災の状況、影響等

(1) 学校関係被災状況（平成 24 年 3 月末現在）

岩手県全体での公立私立合わせた幼児児童生徒の死亡は 90 人、行方不明は 15 人で、校種別では高校生の犠牲者が最も多かった（死亡 43 人、行方不明 9 人）。地震発生時に児童生徒が在籍していた学校は全体の 8 割以上であり、学校等の管理下にあった幼児児童生徒の多くは無事であったが、犠牲となった幼児児童生徒は下校中や避難中あるいは在宅中に津波に巻き込まれたものと推察される。

また、物的被害の状況については、県立学校 83 施設中 73 施設が被害を受け、被害金額の総計は 17 億円余となった。特に高田高校は校舎 3 階まで津波の直撃を受け、併せて第一体育館が全壊する等の甚大な被害を受け、現在は大船渡東高萱中校舎を仮校舎としている。

(2) 人口等の推移

被災各市町村の人口減少率は、震災直後の平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月は-4.8%と大きく減少したものの、平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月は-1.4%となり、ほぼ震災前と変わらない水準となっている。（震災以前は年率-1～2%程度）

一方、平成 24 年 5 月 1 日までに県内から県外へ転出した高等学校の生徒は 50 人、県内沿岸地域から内陸地域への移動等、県内の移動は 63 人であった。（県外→県内 19 人）

また、震災前（平成 22 年 3 月）に推計した平成 26 年 3 月中学校卒業生数と実績値を比較すると、被災地域である釜石・遠野等が 50 人減、気仙 30 人減となっている。一方、内陸部のうち、盛岡ブロックは 19 人の増であるが、減少しているブロックもあり、県全体では約 120 人の減少となっていることから、沿岸部での減少及び県外への流出が認められる。

(3) 公共交通機関を含めた復興の状況

被災地の状況については、県の復興実施計画の事業進捗は、全 396 指標の内、実質的な遅れは 74 指標（18.4%）となっているものの、「復興に関する意識調査」によると、「やや遅れていると感じている」「遅れていると感じている」の回答は 72.2%と高い割合となっている等、県民の復興の実感としては、仮設住宅への入居者数が平成 26 年 5 月末現在で依然 32,123 人に上る状況からも、現状の復旧・復興の進捗状況について停滞感を感じている。

また、高校生の通学手段である公共交通機関は、平成 25 年 3 月に J R 大船渡線が B R T（バス高速輸送システム）での運行開始、平成 26 年 4 月には三陸鉄道が全線で運転を再開しており、通学についての現状は、大きく改善している。一方 J R 山田線については現時点で運行体系や、再開時期が未定であるものの、岩手県北バス、岩手県交通による路線バスの運行により、高校への通学は可能な状況となっている。ただ、震災前と比較した場合、課外活動への参加が困難なダイヤも存在しており、学校の状況を確認しながら、公共交通機関に対し改善要望等を行っている。

2 復興に向けた人財育成

(1) 復興に向け必要とされる人財

東日本大震災津波からの復興は、本県において最重要の課題であり、県教育委員会では、震災津波を乗り越え、未来を創造していくために「いわての復興教育」を推進しており、その目的は「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成（復興・発展を支える人づくり）」である。

少子化に伴い、生徒の減少が急速に進む中であって、地域に根ざした産業や地域づくりを先導し、10年後、20年後のいわての復興・発展を担う人財を、本県の高等学校教育でも育てていくことが、ふるさとを守るうえで必要とされている。

(2) 育成にあたっての取組

こうした人財の育成にあたっては、地域の産業構造やニーズを踏まえ、長期的な展望に立って検討していく必要があり、地元市町村、企業との連携を一層強化し、育成にあたっての協力体制の構築方法や、長期的視点に立って地域に必要なとされる学科等についての議論が求められる。

3 進路指導等における中学校等との連携強化、キャリア教育の連携

(1) 現状及び課題

今日の産業・経済及び雇用の構造的変化に伴う就職環境の変化に伴い、若者を取り巻く就労や雇用の環境が大きく変化し、多様な人々と一緒に働いていくために必要な「基礎的・汎用的能力」の育成が求められている。

中学生が将来を見据えて高校を選択するためには、高等学校の特色や学科等の正しい理解が必要である。その機会としては、各高等学校が実施する「中学生一日体験入学」や学区内の中学校を訪問しての「学校説明会」、文化祭等がある。また、高校生が出身中学校に出向き高校生活を紹介する取組や、授業見学による教員間の交流も見られる等、相互理解の取組は広がっている。

本県では、平成22年3月、「いわてキャリア教育指針」を示すとともに、「いわてキャリア教育の手引き」を作成し、児童・生徒の各発達段階において「総合生活力」と「人生設計力」の二つを大きな要素とし、キャリア教育を通じて社会人・職業人として自立するための能力を育むこととした。

中学校では、91.4%の学校がキャリア教育の全体的計画を作成し、地域や地元企業、保護者等と連携を図りながらキャリア教育に取組、将来の自分の生き方を考える力（人生設計力）の育成に一定の成果が見られる。一方で、「総合生活力」の確実な定着に時間がかかり、将来の見通しを持たずにいる実態もある。

具体的な取組内容として、「総合的な学習の時間」や「特別活動」で職場体験（職場見学、ジョブ・シャドウ、就労体験）を実施する割合が高く（90.3%）、地域人材等（キャリア・アドバイザー）を活用した取組等も見られる（55.7%）。

一方、高等学校では、生徒の自己理解を一層深めさせるとともに、就職や進学等、具体的な進路選択に結びつけるための取組が見られる。学校種によってその取組は様々であるが、インターンシップ（就業体験）については、就職を希望する生徒を中心に全日制・定時制高校のうち80.8%が実施している（平成25年度）。

高校生に対するアンケート調査において、希望学科として「どこでも良かった」と回答した生徒が約5.5%、保護者で9.5%存在する実態等、将来を見据えて高校を選択するという目的意識が希薄な生徒の存在が少なからずある。高校や大学等の進路選択においては学力重視になりがちであるが、中学校、高等学校それぞれが取り組むキャリア教育が目指すところは、それぞれの発達段階で育んだ能力を基礎として、社会人・職業人として自立するために必要な資質や能力を育成することであり、中学校においては、目的意識を持った進路選択を、高校においては視野を広げるとともに自らの進路を具体化する取組が必要である。

(2) 連携強化に向けた取組

連携型中高一貫校では、各種行事や授業を通じて相互の理解が進んでおり、県内2高校への進学率も高く、またそれぞれの進路に対応した適切な進路指導が実践されている。また、高

等学校の教育内容を理解する取組は先に述べたものの他に、学校の特徴を生かした取組が行われている。

今後は一人ひとりのキャリア発達に応じた教育と、それぞれの発達段階に応じて必要な能力を育み、次の段階で向上させる組織的・系統的な取組が一層必要であり、学校・家庭・地域が一体となって、社会人・職業人として自立できる能力を育てる意識を持つことが求められる。

<平成 25 年度における連携事業例>

学校名	名称	内容
盛岡工業高校 (工業化学科)	出前授業	化学実験をとおして化学の面白さを伝える。
黒沢尻工業高校 (電気科)	出前授業	エネルギーについての知識や環境問題について、普及啓発を行う。
岩泉高校	楽しい理科教室	理科教室(実験2回)をとおし、理科に対する興味関心を引き出す。
	部活動交流	ボクシング部の体験教室等
種市高校	中学生キャリアアップ講座	中学生が行う塩ウニづくりのための、ウニの採捕の手伝い

4 特別な支援を必要とする生徒増への対応

(1) 現状及び課題

【参考資料 P 25～26 参照】

平成 19 年 4 月からの改正学校教育法の施行により幼稚園から高等学校までのすべての学校において特別支援教育が取り込まれることになった。

本県ではこの動きを受けて、県立高校における特別支援教育の体制づくりを進めてきた結果、全校において特別支援教育校内委員会を設置するとともに特別支援教育コーディネーターを指名し校内体制が整備されてきた。また、平成 24 年度以降、特別支援教育に関する研修を受けた教員は 100%を維持している。県教委としても特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置を進め、平成 26 年度は 25 校に 27 名を配置している。

県内の公立高校における特別な支援を必要としている生徒の割合は、平成 21 年度が 1.57% (542 人、医師判断 139 人、学校による判断 403 人)であったのに対し、平成 26 年度が 3.04% (893 人、医師判断 215 人、学校による判断 678 人)となっている。これは、特別な支援を必要としている生徒の実数が増加してきたというよりも、これまでの取組により教員の特別支援教育への理解が広まってきた成果として評価できる。

このような特別な支援を必要とする生徒数の増加を踏まえ、高等学校における多様な生徒への支援の充実や、特別支援教育への理解をさらに深めることが求められている。

(2) 今後の方向性

今後は、「個別の指導計画」の内容をより充実させ、指導の改善に努めるとともに、一貫性のある指導を進めるために、対象生徒の出身中学校との連携を一層推進し、蓄積された指導実践の共有を図る等研修体制も充実させ、教員一人ひとりの指導力を高めていく必要がある。

また、校内体制の充実を図るために、「個別の教育支援計画」を作成する際に、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用したり、医療機関、相談機関、労働機関等を活用したりする等、外部機関との連携の強化も求められる。

一方で、子ども一人ひとりのニーズに応える教育を推進し、障がいのあるなしにかかわらず「共に学び、共に育つ教育」いわゆるインクルーシブ教育への取組が進められている。平成 24 年度に文部科学省がまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」や、本県の「いわて特別支援教育推進プラン」に基づいて、インクルーシブ教育の考え方についてさらなる理解と啓発を図ることに加え、知的障がいのあ

る生徒を受け入れる自立支援コースの設置や、校地内への特別支援学校分教室の設置等も検討していく必要がある。さらに、特別な支援を必要とする生徒への指導のノウハウを共有できるよう、専門的な知識を有する特別支援学校の職員と高等学校との人的交流も検討していく必要がある。

5 望ましい学校規模

(1) 現状

平成 26 年度における本県の県立高校（全日制課程）の第一学年の規模別学校数をみると、基本的方向において望ましい規模としている 4～6 学級の学校が 31 校（49.2%）、7 学級の学校が 5 校（7.9%）、1～3 学級の学校が 27 校（42.9%）であり、概ね半数の学校が望ましい規模となっている。1 校当たりの平均募集学級数も 4.06 学級であり、全体としては望ましい規模を維持している。

一方、前計画の最終年度である平成 21 年度においては、4～6 学級以上の学校が 27 校（41.5%）、7～8 学級の学校が 9 校（13.8%）、1～3 学級の学校が 29 校（44.6%）、1 校当たり募集学級数は 4.20 学級であり、平成 26 年度の学校規模は平成 21 年度と比較して小さくなっている。

(2) 学校規模によるメリット、デメリット 【参考資料 P 27～29 参照】

高校では、生徒の個性・能力や進路希望等の多様化に対応した弾力的な教育課程を編成し、高校としての教育の質を確保するためには、一定の教員数を確保することが大前提となる。また、高校時代は社会に羽ばたく前段階の人間形成期にあって、生徒がより多くの友人、教師とふれあい、お互いが切磋琢磨することにより、学力を向上させるとともに社会性や協調性を育てていく時期でもあり、そのためには一定規模の学級数が必要と考える。

3 学級以下の学校は、生徒一人ひとりに対応したきめ細やかな指導ができ、地域との連携により進路や部活動の成果等一定の実績を上げている。また、国際交流活動や校外での人材育成セミナーへの積極的な参加等、独自の取組も見られる。一方で、教職員の配置人数が限られることから、多様な進路希望への対応や、学習内容の質の確保が難しいこと、部活動の選択肢が限定されるといった課題がある。

6 望ましい学校規模に満たない小規模校の対応

(1) 現状及び課題

平成 26 年度県立高校（全日制課程）において、3 学級以下の高校は 27 校で、その内訳は 1 学級校 3 校、2 学級校 14 校、3 学級校 10 校となっている。

こうした小規模校においては、「5 望ましい学校規模」での学校規模のデメリットと同様に、多様な進路希望への対応や学習内容の質の確保が難しいこと、部活動の選択肢が限定されるといった課題がある。

(2) 前計画における統合等の基準

前計画の後期計画においては、小規模校については次のような統合等についての基準を設定してきた。

- ・ 高校標準法の原則（全校で 240 人、1 学年 2 学級以上）を下回る場合であっても本校として維持する。ただし、1 学年 2 学級（80 名）の募集定員に対して、1 学級定員の半数（20 名）を超える欠員が 2 年続いた場合には、原則として翌年度に学級減を行う。

- ・ 各学年とも2学級を維持できない場合は、統合を基本とするが、広大な県土を有する本県の通学事情等に鑑み、地域の実情に応じて分校(1学級規模)の設置も検討する。
- ・ 分校については、高校標準法の原則(全校で100人以上)を下回る場合にあっては分校として維持する。ただし入学者が募集定員の半数(20名)を下回る場合又は、当該分校に進学した者のうち分校所在地の中学校からの進学者の割合が半数以下となる状況が2年続いた場合には、原則として翌年度から募集停止とし、統合する。

この小規模校等の基準については、小規模でも高校が存在する地域の生徒にとって、身近な地域の高校で学ぶ機会が提供されるという点において一定の評価ができるものである。しかしながら、地域によっては、既に小規模校の割合が相当高い状況となっており、今後のさらなる生徒減少を控え、このままの状況では多くの高校が小規模校となる懸念がある。前計画においては、一定規模の高校が多数存在し、この基準による取扱いが可能であったと考えられるが、将来的に生徒数が一層減少していくことが予測され、この基準によって小規模校を維持していくことも難しくなっており、小規模校等の取扱いについては、その基準の在り方を含めて総合的に検討することが必要であり、特にも統合により通学等が非常に困難になると予想される場合にはより慎重な対応が求められる。

(3) 課題解決に向けた方策

教育の質の維持に向け、教員の相互派遣等による小規模校における開設科目の増に向けた取組の具体化や、国の動向も踏まえたICTの活用による授業の実施検討、部活動における他校との合同チームの結成や地域との連携等、部活動の活性化方策の検討が必要と考える。

また、こうした方策の実施に当たっては、地元市町村との連携も重要となってくる。

7 通学支援

(1) 現状

前計画においては、学校統合を行い、統合された学校が存在した地域から統合先の高校への通学にあたり、公共交通機関による通学が非常に困難であり、市町村等が通学バスを運行する場合には、その運行経費に対しての補助を実施している。

例：久慈高山形分校統合 久慈市の通学バス運行へ補助

岩泉高田野畑分校統合 田野畑地区の保護者団体の通学バス運行へ補助

(2) 他県の事例

他の道県における通学支援策については、主に次のようなものが挙げられる。

- ・ 北海道 生徒遠距離通学等補助事業

道立高校の再編に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費(一ヶ月10,000円を超えた額)や下宿費(一ヶ月10,000円を超えた額)を、保護者に対し補助。補助期間5年間。

- ・ 高知県 県立高校通学支援奨学金

廃止される県立高校において第一学年に入学することができなくなる年度から3カ年度の間、月額30,000円以内を限度に無利子で貸与。

(3) 予想される支援方策

今後、生徒数が減少していく中において、広大な県土を有する本県の通学事情等を十分に考慮する必要があり、統合により通学が困難となる場合には、地元市町村とも

連携し、通学手段の確保に向けた検討を進める。

また、通学費負担の増加等、経済的な理由により高校教育を受ける機会が制限されることがないように経済的な面での支援も検討するものとし、具体的には、本県で実施している通学バス運行に対する補助に加え、他の道県で実施している通学費補助、奨学金の貸与等から、本県において望ましい通学策を検討することも必要である。

8 就職の割合が高い普通高校の在り方

(1) 現状及び課題

【参考資料 P 30～36 参照】

普通高校においては、高等教育機関への進学に対応できる指導体制の充実とともに、地域産業を担う人財の育成が求められている。

しかし、少子化の進行により志願者数が減少し、平成 23 年度以降、普通高校（普通科を設置する高校を含む）において学級数が 13 減少した。学級規模の小さい普通高校においては、就職を希望する生徒の割合が高くなっており、教員配置数が限られる中で生徒の多様な進路希望に応じた学級編成と指導体制が困難になっている。

就職を希望する生徒の割合が高くなっている背景としては、学区内に専門学科校が少ない、公共交通機関を利用した通学が困難である、入学時における進路目標の不明瞭等、様々な要因が挙げられる。

進学においては、四年制大学、短期大学、看護等の医療系専門学校、その他専門学校と進路先が多様化している。しかし、3 学級以下の学校では、普通教科の教員配置、特にも理科や地歴公民分野における専門科目教員の不在により、生徒の進路に応じたコース（教育課程）編成ができないことで、希望する進路の達成が困難な状況が見られる。

就職においては、自治体と連携し地域産業を担う人財の育成に積極的な取組をみせる学校もあるが、管外、県外に就職する生徒の割合も比較的高くなっている。

また、生徒の学力差を考慮し、国語、数学、英語等では習熟度別に指導を行う学校も比較的多い。

(2) 今後の方向性

進学と就職の両面に対応した指導を行うために、多くの学校では 2 年生から進路に応じてクラスを編成しその指導にあたっており、効果的な指導体制の構築には 2 学級以上の規模を維持することが望ましい。また、地域の将来を担う人財を育成するためには、多様な生徒の実態に応じた教育を地域と連携して行うことが必要であり、地域が学校の存続を望み、協力して教育の質を確保できる状況にある場合は、一定規模の学級数を維持することで進学と就職の両面で地域を担う人材の育成を図ることができると考える。

しかし、生徒数の減少は明らかであり、一定規模の学校とすることにより教育の質の保証を確保することを考えると、近隣の普通高校、専門学科高校の状況も見ながら、再編統合を検討することも必要である。

9 復興と関連した工業系学科の在り方

(1) 現状及び課題

【参考資料 P 37～38 参照】

工業に関する学科では、これまで専門的な知識や技術を身に付けさせ、ものづくりや地域産業を支える重要な人財を育成してきている。現在、沿岸被災地では、地域の復興を担う人財の確保が求められており、産業構造や地域のニーズを踏まえながら、

工業系学科の在り方を検討していく必要がある。

工業に関する学科は、12校36学級、定員1,440名となっており、一般入学者の志願倍率は、年度により異なるもののほぼ横ばい傾向となっている(H22:0.97倍、H23:0.92倍、H24:0.93倍、H25:0.86倍、H26:0.94倍)。一方、沿岸部の工業系高校では、中学校卒業予定者数の減少に伴い、志願倍率が低下傾向にある。

主要学科の過去5年間の平均倍率は、土木科1.02倍、機械科0.99倍、電気科0.94倍となっており、東日本大震災以降を見ると、土木科は定員を上回る志願者となっている。

卒業後の進路状況は、過去4年間の平均では、進学が約27%、就職が72%となっている。学科に関連した就職先は約80%であり、他の専門学科に比べて高い割合となっている。県内就職は平成22年度43.5%であったのに対し、平成25年度は47.2%とわずかではあるが、県内就職増の傾向が見られる。沿岸・県北部の工業系高校では、地域の産業構造等の事情から、県外就職が県内就職を上回る地域も見られる。(県外就職過去4年間の平均 種市86.4%、福岡工業71.6%、久慈工業66.6%、大船渡東59.6%)

(2) 今後の方向性

沿岸部の工業系高校は、種市高校の海洋開発科を除いて、2～3学級で編制されている。

今後、ますます中学校卒業予定者の減少が見込まれることから、復興と関連した工業系高校の在り方については、地域の産業構造やニーズを踏まえ、長期的な展望に立って検討していく必要がある。生徒減少に対応していくためには、総合的な専門高校も見据え、工業高校の在り方を検討していくことも必要と考えられる。その際、施設設備の有効活用をどうするかといった視点も考慮し検討していく必要がある。

10 復興と関連した水産系学科の在り方

(1) 現状及び課題

【参考資料 P39～40 参照】

東日本大震災津波の発生により水産や海洋産業に甚大な被害を受けた沿岸被災地において、地域の復興を担う人財を育成する取組の再構築が求められており、産業構造や地域のニーズを踏まえながら生徒の実態に対応した教育課程の見直しと岩手県における水産高校の在り方について検討が必要である。

水産系の学科は、海洋漁業、海洋工学、水産食品、資源増殖、情報通信の5分野がある。本県では宮古水産高校の海洋技術科・食品家政科、高田高校の海洋システム科、久慈東高校の海洋科学系列において、情報通信分野を除く4分野について基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、将来のスペシャリストを育成する学習機会が設けられている(各校ごとに開設科目の違いはある。)。総合学科高校である久慈東高校を除く震災後3年間の水産系専門学科の平均志願倍率は(推薦合格を除く実質定員に対する一般入試志願者)、宮古水産高校海洋技術科0.85倍、食品家政科0.98倍、高田高校海洋システム科0.54倍となっている。各校とも志願者数は減少傾向にある。

また、実習船を保有する宮古水産高校には専攻科を設置しており、海技士資格3級の取得を目標に県内外から生徒が入学(1、2年合計17名在籍)し、将来の海洋漁業の担い手の育成に力を入れている。

卒業後の進路状況は、進学が約38%、就職が62%であり、進学のうち約58%が専門学校への進学となっている。また、学科に関連する進路となっている割合は、54%である。

地域の復興を担う人財の育成には整った学習環境とその維持が求められる。また、志をもって地域社会に貢献したいと願う新卒者の雇用環境を、地域社会が一体となって整える取組が必要である。

水産に関する学科では、水産や海洋の各分野における生産や流通、環境等に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産・海洋に関する将来のスペシャリストを育成するとともに、水産教育を通して勤労観や職業観の育成を図り、地域産業の復興を担う有為な人財の育成を図る必要がある。しかし、指導にあたる水産を専門とする教諭は県全体で16名（高田3名、宮古水産10名、久慈東3名）、その半数以上が50歳台となっており、水産学科の教育の質を保証するためにも、指導者の確保と育成、適正な配置が課題である。

(2) 今後の方向性

地域の新たな産業に従事する人財の育成には、産業界と一体となってキャリア教育を推進し、水産業のみならず関連する幅広い分野について学習できる環境の整備と地域や生徒の実態に合わせた教育課程の見直しや学科改編等を検討する必要がある。あわせて、将来指導者として水産教育に携わる人財を育てることを視野に入れた進路指導の充実を図っていく必要がある。

なお、厚生労働省の指定を受け、卒業と同時に調理師資格の取得が可能となる学科については、現在、宮古水産高校食物科、大船渡東高校食物文化科、久慈東高校食物系列の3校がある（私立高校では盛岡スコール高校に設置）。食に対する関心が高く料理にかかわる職種は人気はあるが、実習にかかわる講師の確保等様々な課題があり、水産学科の在り方とあわせて検討が必要である。

11 総合学科高校の在り方

(1) 現状及び課題

【参考資料 P10～16 参照】

総合学科高校は新しいタイプの高校として平成6年度に制度化され、本県では岩谷堂高校が開校された。以降、平成16年に4校（紫波総合、北上翔南、一関二、久慈東）、平成17年に1校（一戸）の計6校が改編や統合により設置された。生徒の選択幅を拡大し自由な科目選択が可能となり、必修である「産業社会と人間」や「総合的な学習の時間」の学習を通じて将来の進路に対する意識の高まりが見られた。

平成26年度現在、総合学科高校6校の募集定員は1,200人であり、募集定員全体の約12%を占めている。志願者数の減少から、平成23年度、岩谷堂高校が学級数1減となり、平成26年度には6校中3校が定員を下回る入学者数となっている。

6校それぞれ特色ある系列と、総合選択科目群、自由選択科目群を設定し生徒のニーズに応じた教育を進めている。生徒の70%以上が進学する学校や60%が就職する学校がある等、地域の実状に応じた人財を育成している。

科目選択に当たっての人数制限（選択生徒が少ない場合、講座を開講しないこと）や学級数の減等による人的（教員）制約が生じること等、総合学科の理念を十分に果たすことができないという課題がある。また、実質2年の専門教科の学習になることから、進学と就職両面において社会のニーズに対応する教育が十分にできないといった課題もある。

(2) 今後の方向性

生徒の減少に伴う学級減を視野に入れながら、社会の変化や地域の普通高校、専門学科高校の動向も踏まえ、各系列の見直しや生徒がより良い選択ができる教育課程の編成について検討していくことが必要である。また、設立の理念を念頭に、生徒が自

分の将来の進路を見据えた系列や科目を選択できるシステムの構築や「産業社会と人間」と「総合的な学習の時間」に関連性を持たせながらキャリア教育を実施する等、より一層教育内容を充実することが必要である。

12 1 学級の定員

(1) 現状

基本的方向においては、高校標準法に基づく教員の配置数、実際に県立高校で行われている少人数指導や習熟度別指導等の学習指導の実態、標準の定員より少なくした場合における学習指導への影響や県の財政負担の必要性等を考慮し、学級定員は高校標準法の標準である40人として設定している。

一方で、専門学科や、中山間地域における高校での少人数定員の設定について、要望等もなされている。

(2) 定員を変更した場合の課題等

現在、本県の多くの高校においては、少人数指導や習熟度別学習を実施しており、40人以下での授業が常態化している例もある。沿岸、県北地域の高校の多くは定員割れしており、平均すると1学級30名程度で運営されていることとなる。

また、教職員の給与費負担は高校標準法に基づいて財政措置がなされており、40人より少ない学級定員を設定した場合、配置教員数が減少することから、現在と同様のきめ細やかな生徒指導や教育課程編成の対応が難しくなることが懸念される。その場合、教員数の減少分を補うために増員するときは、県の財政負担が必要である。

13 学区のあり方

(1) これまでの経緯及び現状

本県における学区は、次のような変遷をたどっている。(学区制は普通科のみ。専門学科、総合学科等は全県1学区である。)

昭和24年 「岩手県立高等学校学則」を定め、21学区設定

昭和30年 25学区に増

昭和32年 「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」を定め、20学区設定

盛岡・雫石、沼宮内・葛巻、平舘、紫波、花巻・東和、大迫、黒沢尻、水沢・前沢・金ヶ崎、岩谷堂、一関・花泉、大東、藤沢・千厩、高田・大船渡・住田、釜石・大槌、遠野、山田、宮古・岩泉、久慈・種市、軽米・福岡、一戸

平成6年 総合学科高校の導入に伴い、19学区

(岩谷堂学区が水沢・前沢・金ヶ崎学区に統合)

平成16年 9広域生活圏を基本とした8学区、学区外許容率を15%→10%へ

(8学区：盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙釜石、宮古、久慈、二戸)

なお、全国的には学区を撤廃する傾向にあり、平成26年度入試では、23都府県が1学区制となっている。

(2) 学区についての考え方

学区の在り方については、これまでの経緯を踏まえながら、今後を見据えた集中的かつ専門的な検討が必要であり、また、これまで入学者選抜制度における学区外入学者の許容率の設定と関連する課題として検討してきたところである。今後、生徒の高校選択に影響が出る可能性や学区等の変更には一定の周知期間が必要であることを踏まえながら、今後、より広域的な地域単位での配置も視野に入れつつ、必要に応じて検討を進めていくことが重要である。